

建設業法令の改正について

茨城県行政書士会 様 講習会資料

於：茨城県開発公社ビル 4F 大会議室

令和 2 年 10 月 13 日

CIIC

一般財団法人建設業情報管理センター

<http://www.ciic.or.jp/>

建設業法改正の背景・必要性

〔背景〕

- 平成26年に建設業者の適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することやダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定したのが、「担い手3法」といわれる品確法、建設業法、入契法であり、施行により様々な成果が見られた。
- 一方、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、新技術等による生産性向上など、新たな課題や引き続き取り組む課題に対応して「新・担い手3法」として、再び品確法、建設業法、入契法を改正した。

〔必要性〕

1. 建設業の働き方改革の促進

- ・長時間労働が状態化する中、その是正等が急務
 - (1) 長時間労働の是正（工期の適正化等）
 - (2) 現場の処遇改善

2. 建設現場の生産性の向上

- ・現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と入職促進による将来の担い手の確保が急務
 - (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進
 - (2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

3. 持続可能な事業環境の確保

- ・地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要
 - (1) 経營業務管理責任者に関する規制の合理化
 - (2) 円滑な事業承継制度の創設

参照資料……建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

- 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

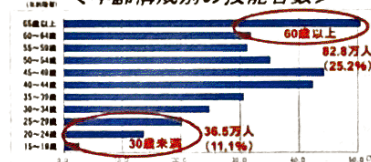
<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回るものの出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

- 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

- 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。
また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の標準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。
※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。
- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

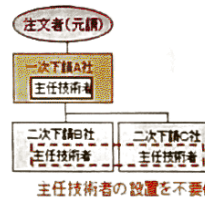
- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

<元請の監理技術者>



監理技術者は兼務可能

<下請の主任技術者>



主任技術者の設置を不要化

1.建設業の働き方改革の促進

長時間労働の是正

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

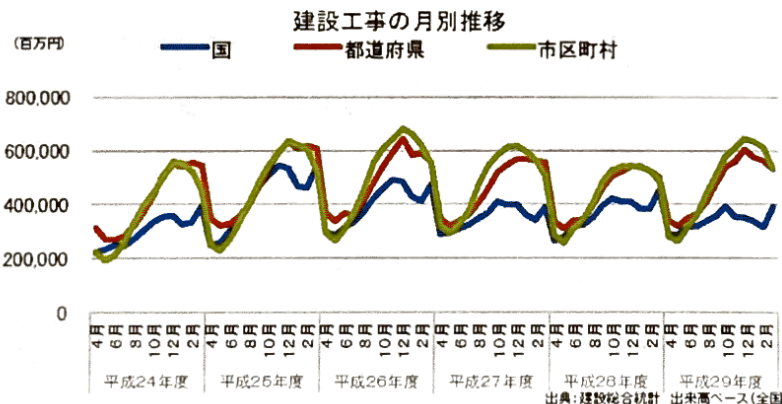
建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



平準化

<入契法にて措置>

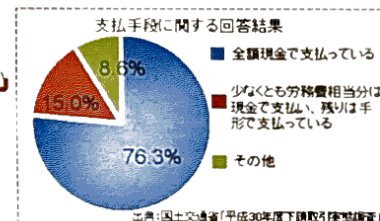
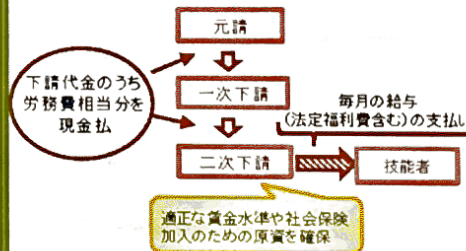
入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



処遇改善

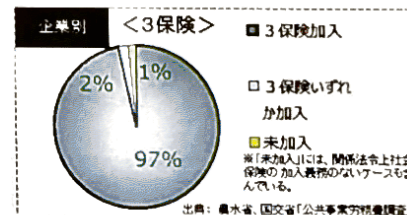
下請代金のうち**労務費相当分**について現金払

➡ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築**

➡ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

◆中央建設業審議会が工期に関する基準を作成 ※令和元年9月1日施行

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

実施を勧告
※令和2年10月1日施行

建設業者

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

◆工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

○著しく短い工期をどのように判断するのか？

- ・ 著しく短い工期であるかの判断にあたっては工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断することは困難



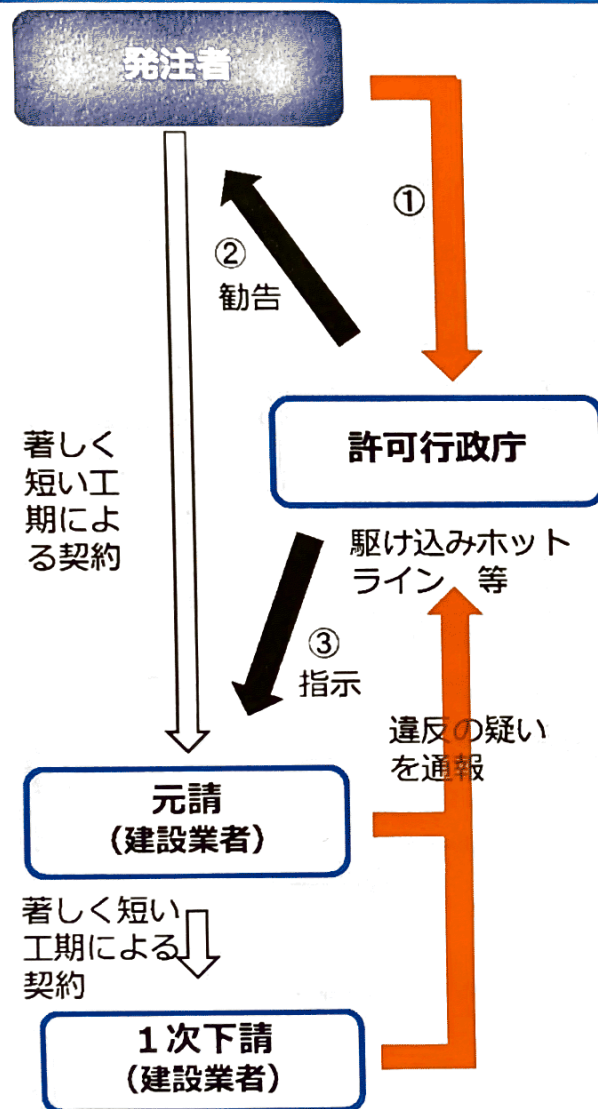
- ・ 休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において策定した工期に関する基準で示した事項が考慮されているかどうかの確認
- ・ 過去の同種類工事の実績との比較
- ・ 建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置

※令和2年10月1日施行



国土交通省



① <公共工事の場合> <入契法>

- 建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 （略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したと。

- ② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。
※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>

第十九条の六 （略）

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ③ 建設工事の注文者が建設業者であるため、建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。（通常の監督処分と同様）

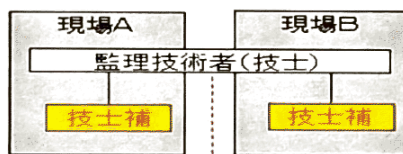
※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

2.建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を補佐する制度の創設
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。
➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※ 監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<現行制度>

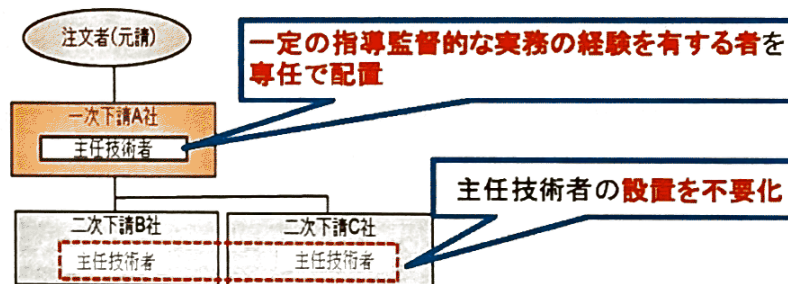
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

○ 専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする:

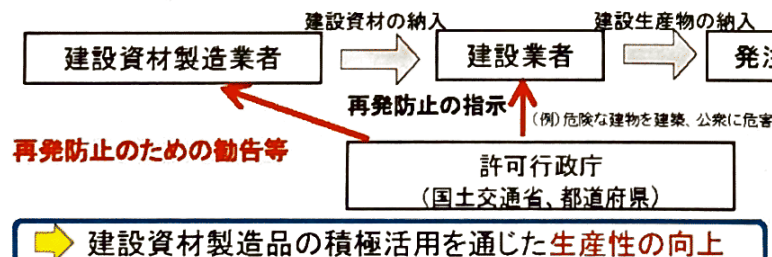
- ・ 一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・ 元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・ 更なる下請契約は禁止



※ 適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**

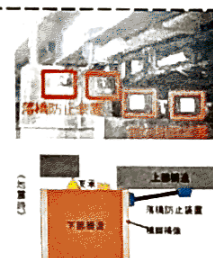


➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた生産性の向上

落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】

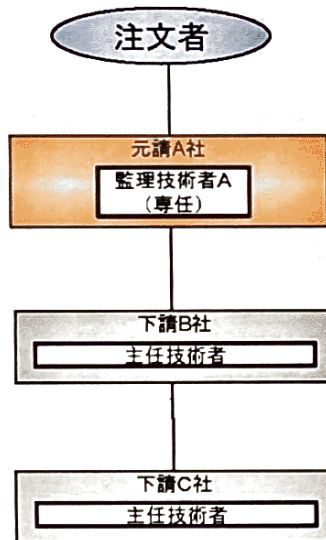
耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見



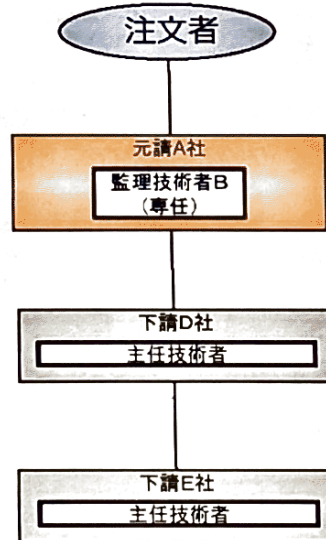
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事1



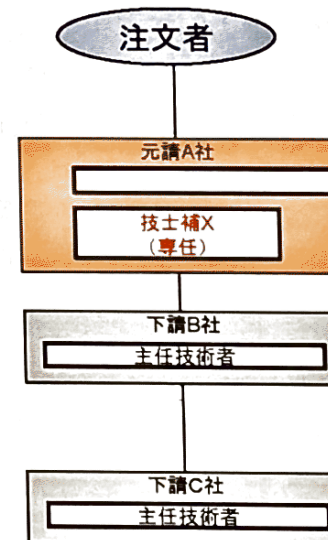
工事2



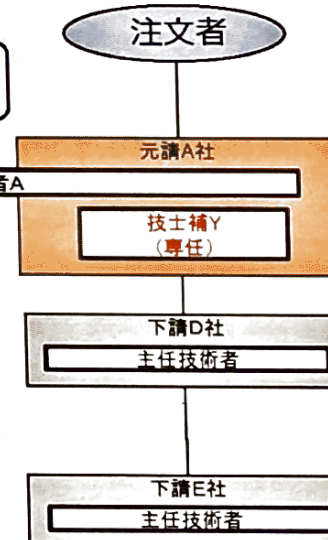
【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であつて主任技術者の資格を持つ者などとすることを検討中。

工事1



工事2



主任技術者の配置義務の見直し

※令和2年10月1日施行

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ規定する予定

配置される主任技術者の要件 (第6項)

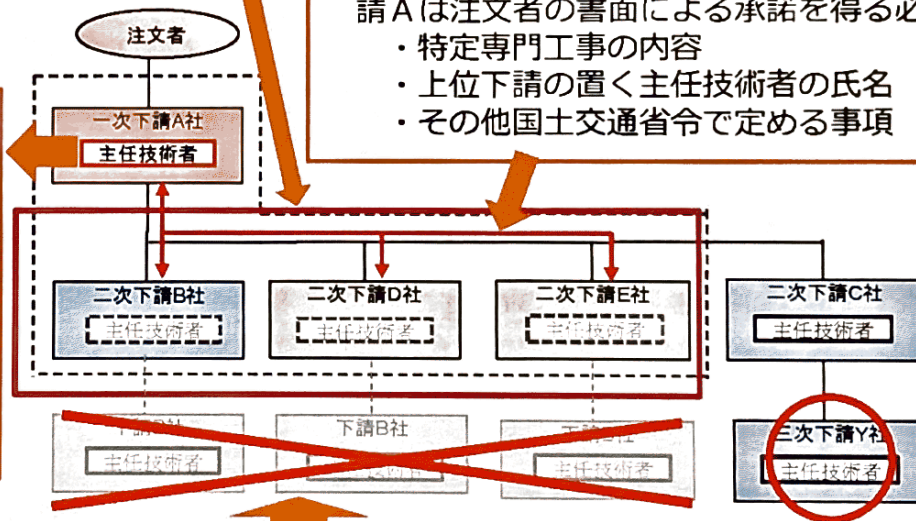
上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

手続き (第1. 3. 4. 5項)

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項



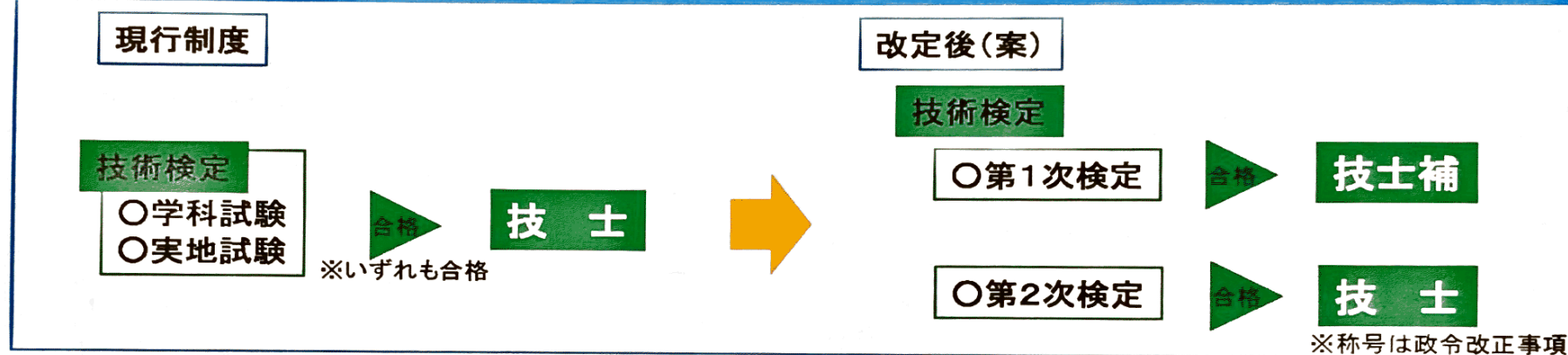
再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

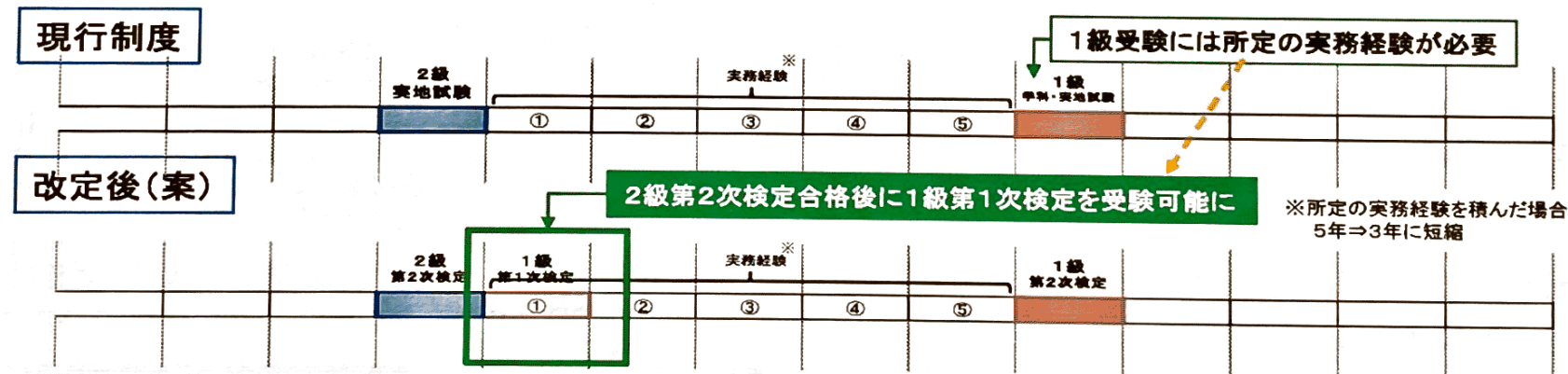
建設業法の一部改正に伴う技術検定制度の改定(案)

技士補制度の創設



1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の1次試験を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とすることを検討（政令改正事項）



3.持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1) 経営の安定性

経営能力 (経營業務管理責任者)

→ 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること

財産的基礎

(請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)

(2) 技術力

業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)

(3) 適格性

誠実性

(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

→ 許可の空白期間なく事業承継が可能に

<現行>



合併効力の発生

(合併登記日又は合併契約の効力発生日)

<改正後>



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備

その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供

工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止

元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証揭示義務緩和

工事現場における下請業者の建設業許可証揭示義務を緩和

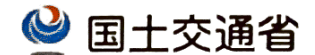
施工技術の確保

建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務

迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案)



※令和2年10月1日施行

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

＜同一工種＞ ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

＜他工種＞ ・役員等6年

※ 上記の要件を緩和することについても今後検討

(2) 建設業の経営に関する経験又は 管理職の経験を通算5年以上有して いる者

＜経験の拡大＞

(3) 建設業以外の業種の経営に関する 経験を5年以上有している者

＜対象業種の拡大＞



○役員を補助する者の配置

…建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。

建設業法施行規則 第7条（法第7条第1号の基準）

法第7条第1号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当するものであること。

イ. 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し、6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

ロ. 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業者を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

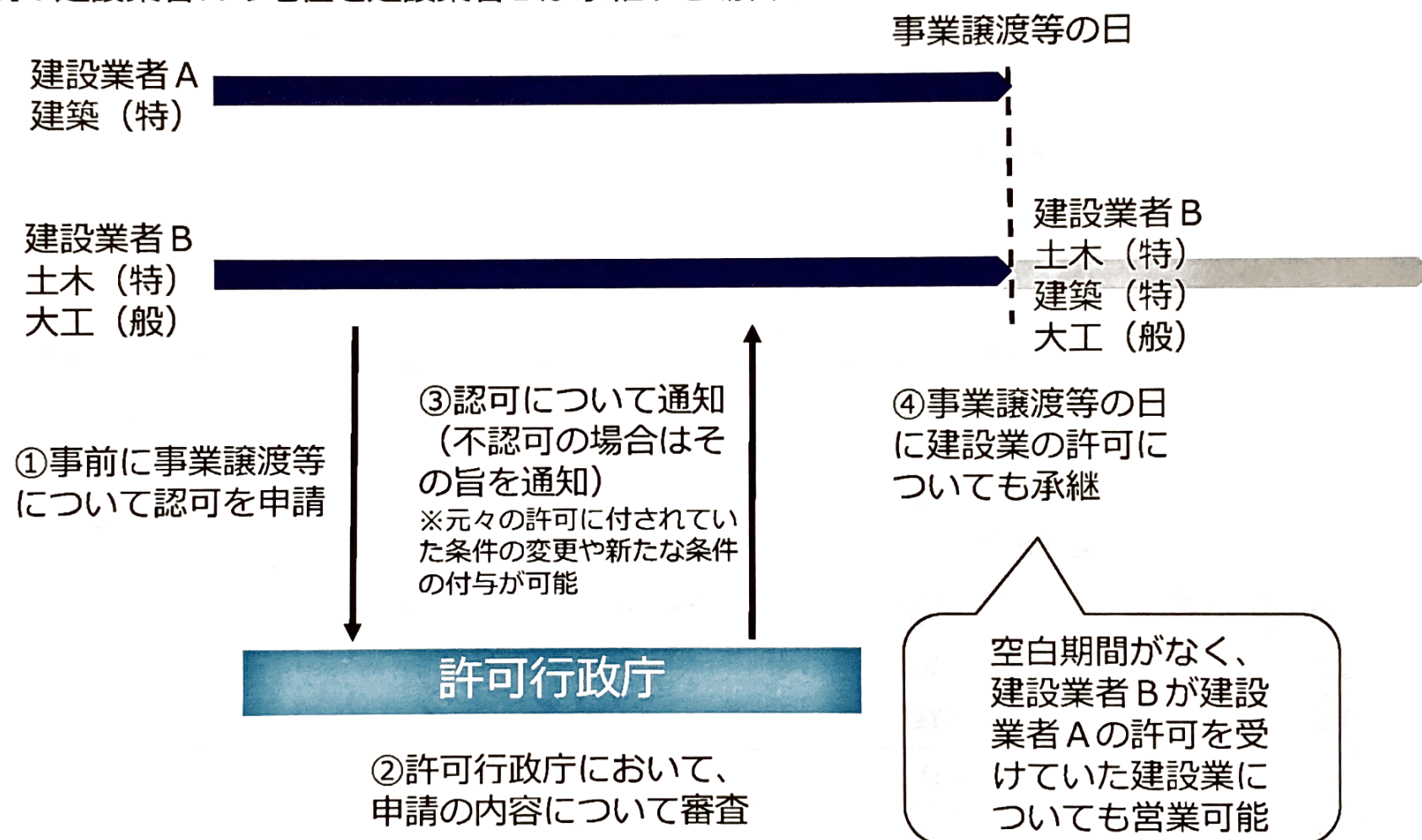
ハ. 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

承継のスキームについて

※令和2年10月1日施行

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）

例：建設業者 A の地位を建設業者 B が承継する場合



承継規定の対象外とするケース

※令和2年10月1日施行

(地位承継の前)

承継元
・土木業（特定）
・鉄筋業（一般）
・舗装業（一般）
・造園業（一般）

承継先
・建築業（特定）
・鉄筋業（一般）
・大工業（一般）
・左官業（一般）



(地位承継の後)

承継先
・ <u>土木業（特定）</u>
・ <u>建築業（特定）</u>
・ <u>鉄筋業（一般）</u>
・ <u>舗装業（一般）</u>
・ <u>大工業（一般）</u>
・ <u>左官業（一般）</u>

※ 一部のみの承継は不可。
 ※ 同一業種でも、一般・特定区分が同じなら承継は可。
 ※ 異業種間の承継は可。

承継元
・土木業（特定）
・鉄筋業（ <u>特定</u> ）
・舗装業（一般）
・造園業（一般）

承継先
・建築業（特定）
・鉄筋業（ <u>一般</u> ）
・大工業（一般）
・左官業（一般）



一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外
 →承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可

承継元
・土木業（特定）
・鉄筋業（ <u>一般</u> ）
・舗装業（一般）
・造園業（一般）

承継先
・建築業（特定）
・鉄筋業（ <u>特定</u> ）
・大工業（一般）
・左官業（一般）



特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外
 →承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継可

<条文> 建設業法第17条の2①

(譲渡及び譲受け並びに合併及び分割)

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合に於ては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合に於ては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣

二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合（当該建設業者である法人（以下この条において「合併消滅法人」という。）（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が一般建設業の許可を受けている場合に於ては当該一般建設業の許可を受けている合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人（合併後存続する法人をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が特定建設業の許可を受けている場合に於ては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、合併消滅法人等（合併消滅法人、合併により消滅することとなる法人であつて合併消滅法人でないもの及び合併存続法人をいう。）が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

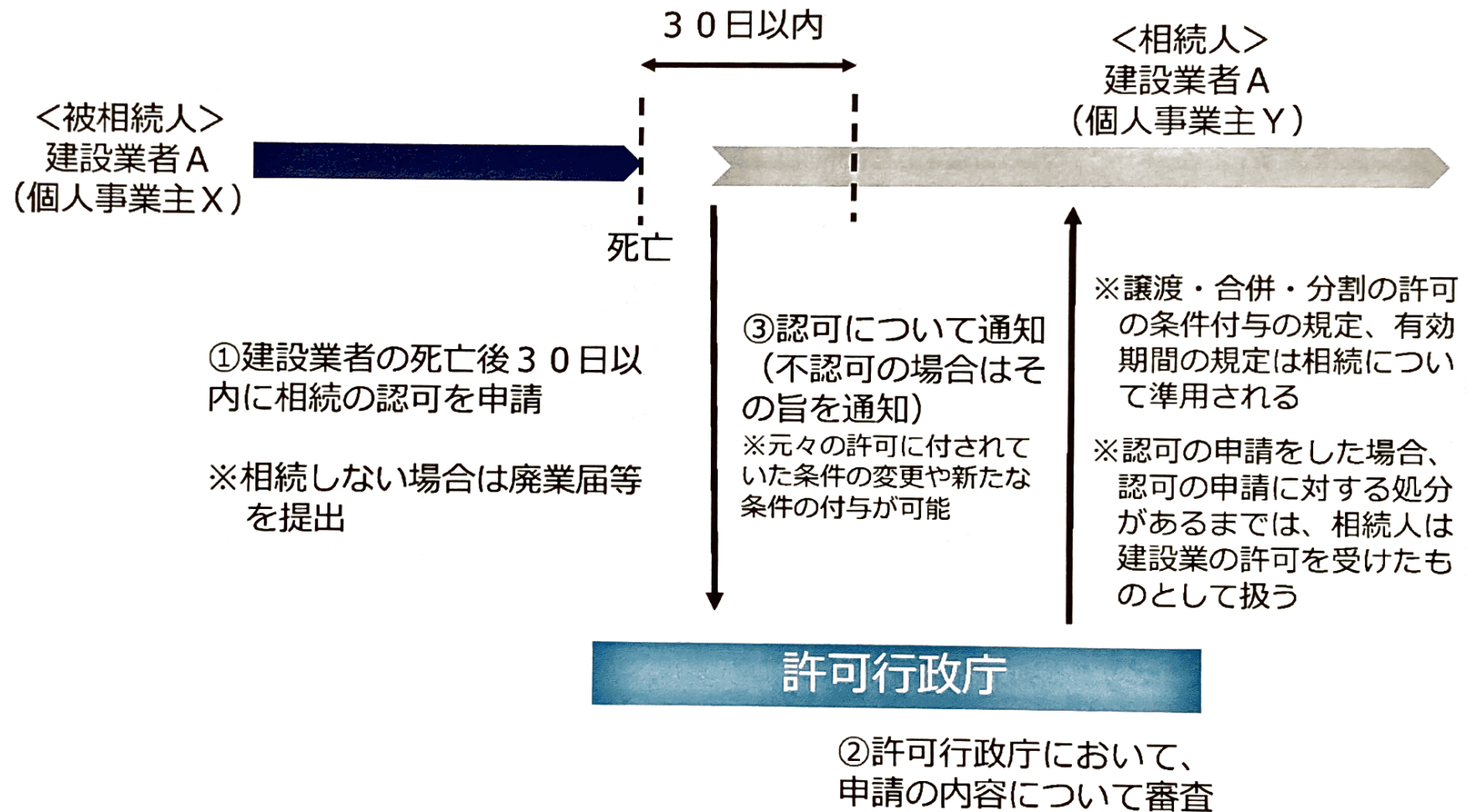
一 合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣

二 合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき 国土交通大臣

三 合併消滅法人が二以上ある場合において当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合に於て当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 合併存続法人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。



<条文> 建設業法第17条の3

(相続)

第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあっては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあっては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

- 一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣
- 二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
 - イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。
- 2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第七条及び第八条の規定又は同条及び第十五条の規定は一般建設業の許可を受けていた被相続人又は特定建設業の許可を受けていた被相続人に係る第一項の認可について、前条第五項の規定は第一項の認可をしようとする承継に係る建設業の許可又は相続人が受けている建設業の許可について、それぞれ準用する。
- 4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。
- 5 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により被相続人の建設業者としての地位を承継した相続人について準用する。

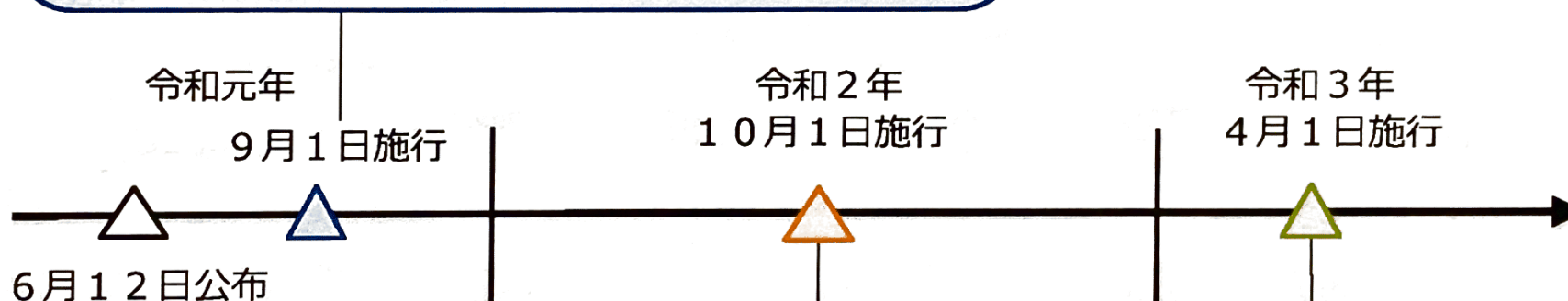
施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

経営事項審査の審査基準の改正について

経営事項審査の審査項目

○ 完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,966点 最低点:▲1,995点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,143点 最低点:▲18点	

■技術職員数（Z₁）の改正

技術力（Z）において既存の技術職員区分の者と同等レベルと判定された建設技能者の評価

改正の背景・目的

- 現在、技術力（Z）の中の技術職員数（Z₁）として、登録基幹技能者には3点、技能士1級には2点が付与されている。
- 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）が平成31年4月より本運用を開始し、今後、建設技能者がレベル1～4の4段階にレベル判定されることとなることから、本レベル判定を活用して、優れた技能を有する建設技能者を雇用する事業者を評価。

改正の概要

CCUSにおいて以下のレベルを取得した者を技術職員数（Z₁）の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル4と判定された者**について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、**3点の評点を付与する。**

<考え方>

技術職員区分「基幹技能者」（評点3点）は、登録基幹技能者を対象。建設技能者の能力評価基準においては、登録基幹技能者をレベル4として判定しており、これと同等の技能を有すると判定されたレベル4の建設技能者を評点3点として評価。

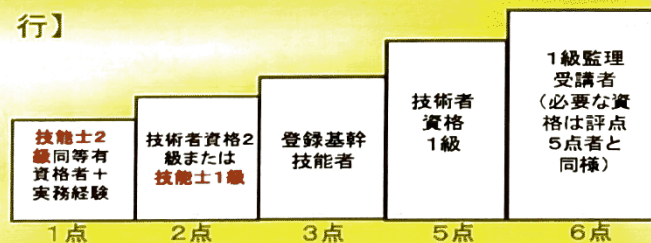
（レベル4として、登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）、卓越した技能者（現代の名工）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者 等）

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により**レベル3と判定された者**について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、**2点の評点を付与する。**

<考え方>

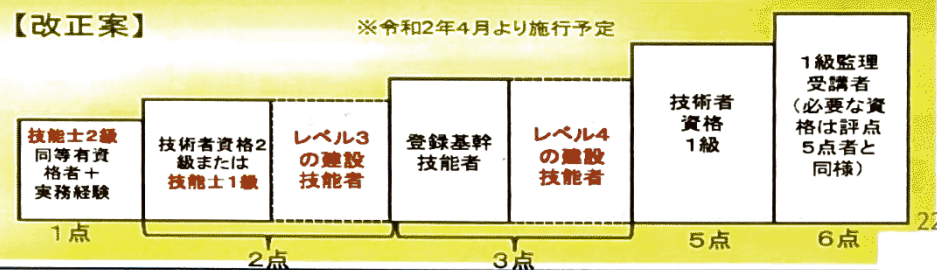
・技術職員区分「2級技術者」（評点2点）は、技能士1級を対象。建設技能者の能力評価基準においては、レベル3として技能士1級の資格を求めているものが太宗であることから、これと同等の技能を有すると判定されたレベル3の建設技能者を評点2点として評価。

【現行】



【改正案】

※令和2年4月より施行予定



技術職員区分の見直し(案)

(改正案: 赤字部分)

評点	技術職員区分		資格
6点	1級監理受講者	技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者	・1級建設機械施工技士(建設業法) ・1級土木施工管理技士(建設業法) ・1級建築士(建築士法) ・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等
5点	1級技術者	技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く)	
3点	基幹技能者 等	登録基幹技能者講習の修了者 等	・登録電気工事基幹技能者 ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者 等
2点	2級技術者 等	技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者 等	・2級建設機械施工技士(第1種～第6種)(建設業法) ・2級土木施工管理技士(建設業法) ・2級建築士、木造建築士(建築士法) ・第1種電気工事士(電気工事士法) ・甲種、乙種消防整備士(消防法) ・1級左官技能士(職業能力開発促進法) ・登録基礎ぐい工事試験の合格者(建設業法) ・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者 等
1点	その他技術者	技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者 等	・第2種電気工事士(電気工事士法)+実務3年 ・電気主任技術者(電気事業法)+実務5年 ・給水措置工事主任技術者(水道法)+実務1年 ・2級左官技能士(職業能力開発促進法)+実務3年 ・登録地すべり防止工事試験の合格者(建設業法)+実務1年 ・建築設備士(建築士法)+実務1年 ・指定学科卒業後、3年または5年の実務経験を積んだ主任技術者(建設業法第7条) ・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等



建設キャリアアップシステムの構築

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力・競争力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体
(一財)建設業振興基金

技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビックデータとしての活用



建設技能者の能力評価制度(概要)

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づけ。
- 技能レベル(評価結果)を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。

※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

業界横断的な経験・技能の蓄積



建設キャリアアップシステム

- 経験(就業日数)
- 知識・技能(保有資格)
- マネジメント能力(職長や班長としての就業日数など)

能力評価基準(※)を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム(仮称)を構築・活用

技能の客観的なレベル分け



※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的PR



取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに



若年層の入職拡大・定着促進

○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価の見える化

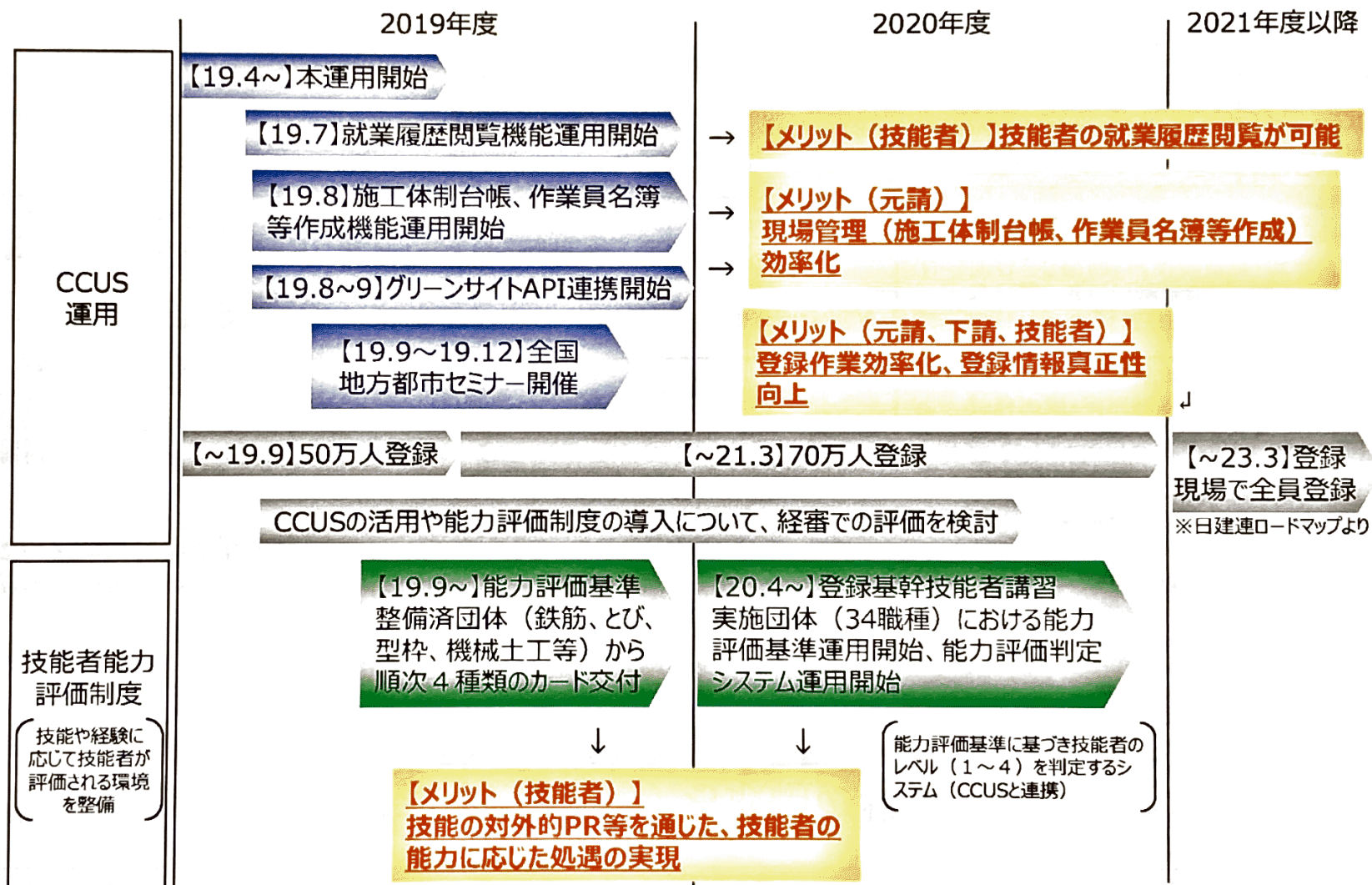




建設キャリアアップシステムを巡るスケジュールとメリット①



国土交通省



■知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W₁₀)の新設

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の評価について 国土交通省

改正の背景・目的

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。



- 継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況を新たに評価。

改正の概要

- 経営規模等のその他の審査項目(社会性等)区分(W)による審査項目を以下の通り見直す。

新たにW₁₀として「**知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況**」の項目を追加し、継続的に知識及び技術又は技能の向上に努めている技術者・技能者を抱える企業を評価する。

【その他の審査項目 改正案】

項目区分	審査項目	最高点 ／最低点	ウェイト
その他 審査項目 (社会性等)	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 ⑩ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	最高点 1,966点 ／ 最低点 ▲1,995点	0.15

 建設工事に従事する者の継続教育意欲を促進させ、もって施工能力の向上を図る

※赤字箇所が新規追加項目

技術者の継続教育(CPD)について

- 技術者の継続教育(Continuing Professional Development:CPD)とは、技術者一人ひとりが自らの意志に基づき、自らの力量(Competencies)の維持向上を図るために行うもの※
- 多くの学会・業団体等において、技術者の能力の維持・向上を支援するため、継続教育(CPD)の認定等が実施されている

※出所：土木学会HP(<http://committees.jsce.or.jp/opcet/>)

建設系CPD協議会の加盟団体

(公社)土木学会、(一社)建設コンサルタンツ協会、(公社)日本技術士会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会 ほか15団体

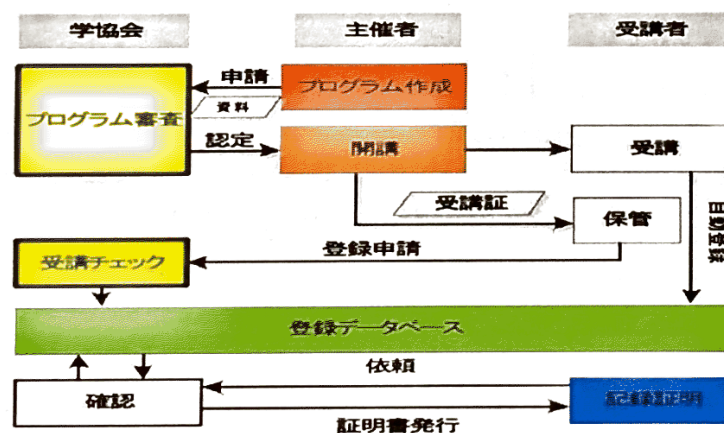
建築 CPD 運営会議の加盟団体

(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築学会、(公財)建築技術教育普及センターほか6団体

建築設備士関係団体CPD協議会の加盟団体

(一社)建築設備技術者協会、(公財)建築技術教育普及センター ほか3団体
※R1.8現在

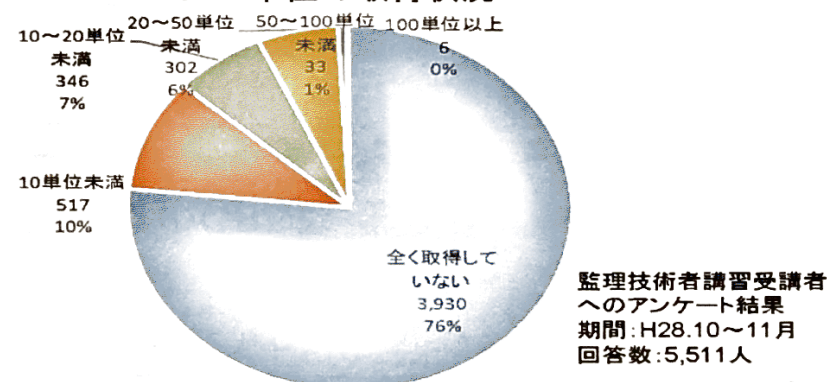
CPD記録の審査方式の例(入口審査方式)



【例】全国土木施工管理技士会連合会で CPDの対象となる学習プログラムの形態

- ① 講習会、研修、技術委員会・現場見学会、社内研修、監理技術者講習 等
- ② 監理技術者講習・施工監理講習会後の試験、土木検定(技術)
- ③ 技術論文、図書執筆・社内論文、公開技法等
- ④ 特許出願・実用新案出願
- ⑤ 表彰の受賞(全国技士会長等)
- ⑥ 全国技士会Web CPDS、インターネット学習

CPD単位の取得状況



知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W₁₀)の評価(案) 国土交通省

○基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者のCPD取得状況

- ・当該建設業者に所属している建設技術者について、審査基準日において、基準日前1年間における技術者1人当たりが取得したCPD単位数を計算し、表に当てはめて評点を求める。
- ・配点については、現在のCPD取得状況をもとに検討する。

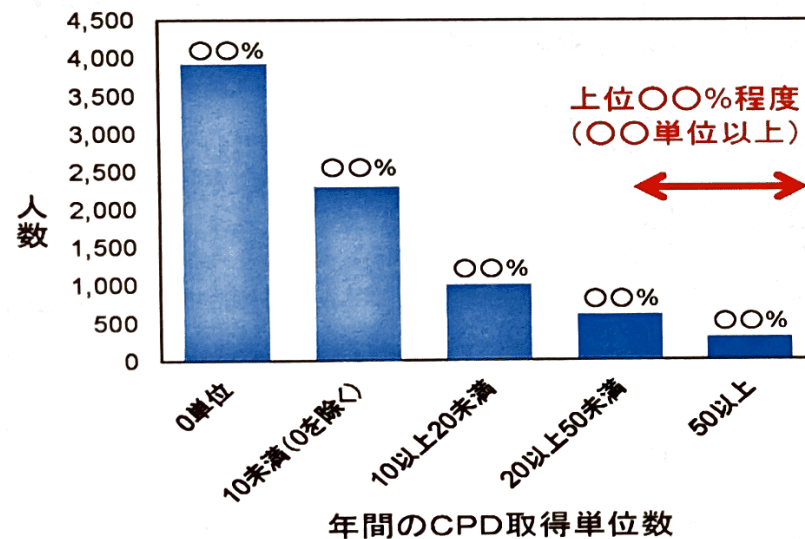
【計算式】

基準日前1年間における当該建設業者に所属する建設技術者が取得したCPD単位の総数

= ○○ 単位

基準日において所属している建設技術者の数

※ 下表の評点一覧に記載している分類に応じて、評点を割り振ることとする。



【評点一覧】

基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数	評点
○○以上	10
○○以上○○未満	8
○○以上○○未満	6
○○以上○○未満	4
○○以上○○未満	2
○○未満	0

■建設業の経理の状況（W₅）の改正

公認会計士等における研修受講の義務化の流れ

改正の背景

企業会計基準が頻繁に大きく変化する中で、継続的に専門的な研修を受講することで最近の会計情報等に関する知識を習得することが重要となっているところ、**公認会計士及び税理士については、資格取得後の研修の受講が義務化される方向にある。**

公認会計士となる資格を有する者



登録(公認会計士法第17条)

公認会計士

公認会計士は、内閣府令で定めるところにより、日本公認会計士協会が行う資質の向上を図るための研修を受けるものとする。
(公認会計士法第28条)
→ 罰則・・・履修勧告・氏名等公表
資格停止・退会勧告
※H29年度に罰則強化

税理士となる資格を有する者



登録(税理士法第18条)

税理士

- ・税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない(H13年)。
(税理士法第39条の2)
- ・税理士は、その素質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない(H27年)。
(日本税理士会連合会会則第65条第1項)

→ 罰則・・・氏名公表

建設業経理士



登録

登録建設業経理士(1級・2級)

会計・経理知識等の維持及び向上を図ることを目的として、登録講習会を終了すると登録できる任意の制度

現状の経営事項審査上の会計に関する評価基準

建設業の経理の状況(W₅)にて評価対象となる者は

イ 公認会計士、会計士補、税理士及び**これらとなる資格を有する者**並びに建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの**(登録経理試験)の1級試験に合格した者**

ロ **登録経理試験の2級に合格した者**であってイに掲げる者以外の者